

生駒市監査委員告示 3 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、教育長から平成 30 年度財政援助団体等の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 27 日

生駒市監査委員 東良 徳一

生駒市監査委員 井上 圭吾

生駒市監査委員 白本 和久

記

監査の対象(課、施設)	スポーツ振興課、井出山体育施設
指摘事項等	措置内容
<p>1 施設の PR について</p> <p>・施設のホームページやパンフレットについて、更に工夫されるとともに、広報いこまちを活用して PR に努められたい。</p> <p>2 指定管理者の指定手続について</p> <p>・指定管理者募集要項及び仕様書、指定申請書、生駒市体育施設指定管理者候補者選定に係る生駒市プロポーザル審査委員会の審査結果報告書等関係書類を確認した結果、指定管理者の指定手続は概ね適正に行われていると認められたが、当該関係書類において、宛名等がすべて市長名になっていた。一連の書類の中には教育委員会の権限に属するものも含まれると思われるため、どちらの権限に属する事項であるのか整理されたい。</p> <p>3 利用料金について</p> <p>・協定書第 30 条第 2 項では、温水プール等の利用料金について、指定管理者が条例に規定する金額の範囲内で、事前に市の承認を得て定め</p>	<p>・ホームページやパンフレットの作成については、より分かりやすい内容となるよう工夫するなど、適切な時期に修正できるよう指定管理者と協議いたします。また、広報いこまちを活用し、施設や事業等の効果的な周知啓発に努めるよう指導いたします。</p> <p>・次期指定管理者の公募においては、権限を精査した上で、適正に書類作成を行います。</p> <p>・ご指摘のあった事項の記載を指示するとともに、次回事業計画書作成分から、提出された内容を精査した上で、適正な承認手続きを行います。</p>

ると規定しており、また、必要に応じて市と指定管理者が協議することとなっている。具体的には、指定管理者が事業計画書に利用料金に関する事項を記載し、これを市が承認することで利用料金の承認が行われていた。しかし、入会促進のために行われている新規会員に対する初月の月会費半額キャンペーンについては、利用料金に関わることであるが、事業計画書への記載がなかったため、今後、是正を図りたい。

4 再委託等について

・協定書第13条では、指定管理業務及び自主事業の実施に関する業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は、事前に市の承認を得ることとなっている。この承認手続についても、事業計画書への記載により行われていた。しかし、指定管理者が自主事業として実施していた「きらめきテニススクール」について、再委託していたにもかかわらず事業計画書の委託先一覧に記載がなく、事業報告書の自主事業の実績の中にも記載されていなかった。指定管理者は、事業計画書及び事業報告書を適正に作成するとともに、市においてはその内容を精査し、適宜指導されたい。

5 利用状況等について

・温水プール等の利用状況については、月額会員利用者数は計画数に及ばないものの、前年度より利用者数を増やすことができている。また、一般利用者は計画数を達成しており、月額会員と一般利用者の合計では計画達成となっている。しかし、予算・決算では、温水プール個人利用収入の決算額は予算額を大幅に下回っている。個人利用者数には、料金に反映されない無料で参加できるイベント等の利用者が含まれているためとのことだが、実態に即した予算を作成されたい。

また、体育施設の稼働状況では会議室の稼働率が低くなっている。会議室については、指定

・ご指摘のあった委託先一覧の記載を指示するとともに、次回事業計画書作成分から、提出された内容を精査した上で、適正な承認手続を行います。

・ご指摘のあった事項に鑑み、実態に即した予算を作成するよう指導するとともに、次回事業計画書作成分から、提出された予算内容を精査した上で、適正な承認手続を行います。

また、指定管理者の企業努力で会議室を改修されたことについては高く評価しており、今後は事業の活性化により、会議室の稼働率向上を図るため、利用者のニーズに即した事業を展開するよう指導いたします。

管理者の負担で改修工事を実施し教室開催回数を増加する等努力されているが、引き続き事業の活性化を図る方策を検討されたい。

6 収支実績報告書について

・収支実績報告書は、全体収支の他に温水プール等と体育施設（体育館・グラウンド・テニスコート）に分けて作成されていたが、収入や経費の割り振り等が適切に行われていない箇所があった。また、自主事業であるテニススクールの収入が自主事業収入に計上されずに、会員会費収入に計上されていた。収支実績は料金が適正か、また、事業を継続するかどうかの重要な判断材料になるため、指定管理者においては、できる限り実情に沿って適正に作成されるとともに、市は内容を精査されたい。

7 指定管理施設の修繕等について

・修繕等の費用負担については協定書第28条に規定されており、1件当たり130万円以内の修繕費で1会計年度400万円以下の場合は指定管理者の負担となっており、1件当たり130万円を超える修繕費及び指定管理者の負担が1会計年度400万円を超えた場合は市の負担となっている。平成29年度に体育館の外階段等修繕工事(金額216,000円)を実施し、経年劣化による階段等の破損及びひび割れを補修しており、その費用は市が負担している。協定書から判断すると、指定管理者の負担になるが、現在の指定管理者となる以前からの経年劣化が破損等の大きな原因であることから、協議により市の負担としていた。しかし、この協議の記録は残されておらず、支出負担行為伺書等にも市が負担する理由の記載がなかったことから、今後は協議記録等を作成されたい。

また、協定書第28条第2項において、指定管理者は施設等の修繕計画を作成し、事業計画書の管理施設の維持管理に関する計画の中に含めて記載し、あらかじめ市と協議することが定

・ご指摘のあった事項に鑑み、実態に即した報告をするよう指導するとともに、次回実績報告書作成時から、提出された報告書の内容を精査し、収支実績及び事業等の適正さの検証を行います。

・今後は、協議内容記録簿を作成し、協議内容に沿って施設の修繕等を行います。

また、管理施設の修繕計画については、次回事業計画書提出時から提出を求めるとともに、費用負担等については、必要に応じて市及び指定管理者間で協議します。

められているが、事業計画書に記載はなく、別途修繕計画も作成されていなかった。指定管理期間は10年間であり、長期的視野に立った施設管理の観点から指定管理者は修繕計画を作成した上で、その費用負担等について市と協議されたい。